

【新設】（一時的に貸付けの用に供した減価償却資産）

7-1-11 の 2 令第 133 条（少額の減価償却資産の取得価額の損金算入）又は第 133 条の 2（一括償却資産の損金算入）の規定の適用上、法人が減価償却資産を貸付けの用に供したかどうかはその減価償却資産の使用目的、使用状況等を総合勘案して判定されるものであるから、例えば、一時的に貸付けの用に供したような場合において、その貸付けの用に供した事実のみをもって、その減価償却資産がこれらの規定に規定する貸付けの用に供したものに該当するとはいえないことに留意する。

【解説】

- 1 本通達においては、少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度等の適用上、法人が減価償却資産を貸付けの用に供したかどうかはその減価償却資産の使用目的、使用状況等を総合勘案して判定されるものであるから、例えば、一時的に貸付けの用に供したような場合において、その貸付けの用に供した事実のみをもって、その減価償却資産が貸付けの用に供したものに該当するとはいえないことを留意的に明らかにしている。
- 2 令和 4 年度の税制改正において、少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度について、対象となる資産から、取得価額が 10 万円未満の減価償却資産のうち貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供したものが除外された（令 133①）。
また、一括償却資産の損金算入制度について、対象となる資産から、貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した減価償却資産が除外された（令 133 の 2 ①）。
ここでいう「貸付けの用に供した減価償却資産」について、法人が取得した減価償却資産を使用する状況は様々であるため、法人が減価償却資産を取得した時においては、その法人の貸付け以外の用に供していたが、その後、一時的にその減価償却資産を他の者へ貸し付けたような場合に、本制度の適用上、その法人が減価償却資産を貸付けの用に供したと解することとなるのか疑義が生ずる。
- 3 この点、法人が減価償却資産を貸付けを含む複数の用途に使用した場合において、これらの制度の適用上、貸付けの用に供したものであるかどうかは、減価償却資産の償却限度額の計算をするときと同様、その減価償却資産の使用目的、使用状況等を総合勘案して判定されるものであるから（参考：耐通 1-1-1（2 以上の用途に共用されている資産の耐用年数）、1-4-2（いずれの「設備の種類」に該当するかの判定））、ある時期に、一時的に、減価償却資産を貸付けの用に供したという事実のみをもって、その減価償却資産は貸付けの用に供したものに該当するという事にはならない。
本通達では、このことを留意的に明らかにしている。
- 4 措置法第 67 条の 5 の中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度についても同様の改正が行われたことを踏まえ、措置法通達においても 67 の 5-2 の 2（一時的に貸付けの用に供した減価償却資産）を新設している。